

議案第 30 号

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例(平成 18 年橋本市条例第 89 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前														
<p>(設置) 第 1 条 本市における青少年等に対し、教育振興、健全育成、奨学及び褒賞を行うための事業の実施に必要な財源を充てて、別表のとおり橋本市教育基金(以下「基金」という。)を設置する。 別表(第 1 条、第 5 条、第 6 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="651 1122 842 2092"> <thead> <tr> <th>基金名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>図書館充実基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>堀畑光久 ひかり基金</td> <td>野球場整備等青少年の健全育成に資する事業に必要な費用</td> </tr> </tbody> </table>	基金名	目的	略	略	図書館充実基金	略	堀畑光久 ひかり基金	野球場整備等青少年の健全育成に資する事業に必要な費用	<p>(設置) 第 1 条 本市における青少年等に対し、教育振興、奨学及び褒賞を行うための事業の実施に必要な財源を充てて、別表のとおり橋本市教育基金(以下「基金」という。)を設置する。 別表(第 1 条、第 5 条、第 6 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="651 143 778 1122"> <thead> <tr> <th>基金名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>図書館充実基金</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	基金名	目的	略	略	図書館充実基金	略
基金名	目的														
略	略														
図書館充実基金	略														
堀畑光久 ひかり基金	野球場整備等青少年の健全育成に資する事業に必要な費用														
基金名	目的														
略	略														
図書館充実基金	略														

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。